

九 第 68 条の 16((特定設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68 の 16(1) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第 39 条の 46 第 6 項.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68 の 16(1) - 2</p> <p>.....措置法令第 39 条の 46 第 7 項.....</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68 の 16(1) - 3 <u>措置法令第 39 条の 46 第 1 項及び第 5 項</u>.....</p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>68 の 16(2) - 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)措置法規則第 22 条の 30 第 2 項及び第 4 項第 2 号.....</p> <p>.....措置法規則第 20 条の 6 第 2 項及び第 4 項第 2 号口に規定する「規 制基準に係る数値で除して計算した割合」.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(特別償却の対象となる特定設備等)</p> <p>68 の 16(1) - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)措置法令第 39 条の 46 第 7 項.....</p> <p>(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)</p> <p>68 の 16(1) - 2</p> <p>.....措置法令第 39 条の 46 第 8 項.....</p> <p>(附属機器等の同時設置の意義)</p> <p>68 の 16(1) - 3 <u>措置法令第 39 条の 46 第 1 項及び第 6 項</u>.....</p> <p>(新增設備の範囲)</p> <p>68 の 16(2) - 3</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(注)措置法規則第 22 条の 30 第 2 項及び第 6 項第 2 号.....</p> <p>.....措置法規則第 20 条の 6 第 2 項第 2 号口及び第 6 項第 2 号口に規 定する「規制基準に対する処理割合」.....</p> <p>(<u>ばい煙の処理の用に主として使用することの判定</u>)</p> <p>68 の 16(2) - 4 <u>大気汚染防止法第 2 条第 1 項に規定するばい煙及び同条第 8 項 に規定する粉じん並びに同法第 17 条第 1 項に規定する特定物質の処理に共用 されている告示別表第一に掲げるばい煙処理用設備が、当該ばい煙の処理の用</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68の16(3)-1 <u>措置法令第39条の46第4項</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p><u>に主として使用されているかどうかは、当該設備の設置目的、構造、使用状況等からみて、当該設備が主としてばい煙の処理のために設置されたかどうかにより判定する。</u></p> <p>(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)</p> <p>68の16(3)-1 <u>措置法令第39条の46第5項</u>.....</p> <p>(注)</p>

十 第68条の20((集積区域における集積産業用資産の特別償却)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</p> <p>68の20-1</p> <p>.....<u>措置法令第39条の49第2項第1号口に規定する3億円以上(同条第1項に規定する農林漁業関連業種(以下「農林漁業関連業種」という。)に属する事業の用に供するものである場合には、4,000万円以上)又は同条第2項第2号に規定する5億円以上(農林漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、5,000万円以上)</u>.....</p> <p>(注) <u>同項第1号口</u>..... 3億円以上又は4,000万円以上.....</p> <p>...</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68の20-2 <u>措置法令第39条の49第2項第1号イ</u>.....</p> <p>.....1,000万円以上<u>(農林漁業関連業種に属する事業の用に供する</u></p>	<p>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</p> <p>68の20-1</p> <p>.....<u>措置法令第39条の49第1号口に規定する3億円以上又は同条第2号に規定する5億円以上</u>.....</p> <p>(注) <u>同条第1号口</u>..... 3億円以上.....</p> <p>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</p> <p>68の20-2 <u>措置法令第39条の49第1号イ</u>.....</p> <p>.....1,000万円以上.....</p>

<p>ものである場合には 500 万円以上).....</p> <p>(注)</p> <p>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</p> <p>68 の 20 - 4工場用の建物(連結法人が取得等をした建物が農林 <u>漁業関連業種に属する事業の用に供するものである場合には、作業場用、倉庫 用又は展示場用の建物を含む。)</u>.....</p>	<p>(注)</p> <p>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</p> <p>68 の 20 - 4工場用の建物.....</p>
---	---

十一 第 68 条の 23((特定電気通信設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 23 - 1<u>取得し又は製作若しくは建設した</u>.....</p>	<p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 23 - 1<u>取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。)をし た</u>.....</p>

十二 第 68 条の 26((資源再生化設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 26 ((<u>資源再生化設備等の特別償却</u>) 関係)</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 26 - 1<u>資源再生化設備等</u>.....<u>当該資源再生化設備等</u>..... <u>資源再生化設備等</u>.....</p>	<p>第 68 条の 26 ((<u>再商品化設備等の特別償却</u>) 関係)</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>68 の 26 - 1<u>再商品化設備等</u>.....<u>当該再商品化設備等</u>..... <u>再商品化設備等</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p>(自動車破碎残さ再資源化設備の範囲)</p> <p>68の26-3 措置法第68条の26第1項に係る同法第44条の6第1項の規定の適用を受けることができる自動車破碎残さ再資源化設備(平成8年3月31日付大蔵省告示第96号の別表1の2の項に掲げる機械その他の減価償却資産をいう。以下同じ。)は、同条第1項第1号に係る措置法規則第20条の14に定める要件を満たす施設に設置されるものに限られるのであるから、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条第1号に規定する基準適合施設に該当する施設であっても、同号に規定する施設投入回収割合が100分の70未満である施設に設置されるものについては、措置法第68条の26第1項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(注) 施設が措置法第44条の6第1項第1号に係る措置法規則第20条の14に定める要件を満たすかどうかは、施設に自動車破碎残さ再資源化設備が設置される効果を加味して判定しても差し支えない。</p>

十三 第68条の32((支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却)関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第68条の32((支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却)関係)</p> <p>(3年以内取得資産に係る特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を超える場合の計算)</p> <p>68の32-1 措置法第68条の32第1項に規定する3年以内取得資産(以下68の32-1において「3年以内取得資産」という。)に係る特別償却限度額の合</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

計額が同項に規定する支援事業所取引増加額（以下 68 の 32 - 1 において「支援事業所取引増加額」という。）を超えることにより、同項に規定する特別償却限度額の合計額が支援事業所取引増加額を限度とされる場合において、当該特別償却限度額の合計額をいずれの 3 年以内取得資産に配分するかは、個々の 3 年以内取得資産に係る特別償却限度額を限度として、連結法人の計算によることができる。

十四 第 68 条の 33((事業所内託児施設等の割増償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 33((事業所内託児施設等の割増償却) 関係)</p> <p>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</p> <p>68 の 33 - 1 措置法第 68 条の 33 第 1 項.....</p> <p>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 33 - 2 措置法第 68 条の 33 第 1 項.....</p>	<p>第 68 条の 32((事業所内託児施設等の割増償却) 関係)</p> <p>(遊戯具その他の器具及び備品の同時取得等の意義)</p> <p>68 の 32 - 1 措置法第 68 条の 32 第 1 項.....</p> <p>(中小事業主であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 32 - 2 措置法第 68 条の 32 第 1 項.....</p>

十五 第 68 条の 41((準備金方式による特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(耐用年数の改正が行われた場合の特別償却準備金の均分取崩し)</p> <p>68 の 41 - 4 連結法人が前連結事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額について措置法第 68 条の 41 第 5 項の規定により益金の額に算入する場合において、特別償却対象資産に係る法定耐用年数が当該特別償却準備金を積み立て</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>た連結事業年度後に改正されたときには、改正後の法定耐用年数が適用される連結事業年度における同項の規定の適用に当たっては、同項に規定する耐用年数は改正後の法定耐用年数によることに留意する。</u></p>	

十六 第 68 条の 68((土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>68 の 68(5) - 13 <u>削 除</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68 の 68(5) - 21</p> <p>.....該当する旨の証明.....</p>	<p><u>(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)</u></p> <p>68 の 68(5) - 13 <u>措置法第 68 条の 68 第 4 項に係る措置法令第 38 条の 4 第 12 項第 2 号イに規定する「その出資金額又は拠出をされた金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること」とは、外部から導入される資金(債務の額を除く。)のすべてが地方公共団体により出資又はきょ出をされることをいうのであるから、一の法人について出資金額ときょ出をされた金額とがある場合には、そのいずれについてもその金額が地方公共団体によって出資又はきょ出をされていないことに留意する。</u></p> <p>(土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人の意義)</p> <p>68 の 68(5) - 21</p> <p>.....該当する旨の<u>財団法人区画整理促進機構</u>の証明.....</p>

十七 第 68 条の 69((短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率)) 関係

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(地方公共団体の出資又はきょ出により設立された法人の意義)</u></p>

68 の 69(5) - 2 削 除

(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)

68 の 69(5) - 14

付 表

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に
該当する事実を証する明細書の記載の仕方

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

68 の 69(5) - 2 措置法令第 39 条の 98 第 7 項に係る措置法令第 38 条の 5 第 6 項
第 2 号イに規定する「その出資金額又は拠出をされた金額の全額が地方公共団
体により出資又は拠出をされていること」とは、外部から導入される資金（債
務の額を除く。）のすべてが地方公共団体により出資又はきよ出をされることを
いうのであるから、一の法人について出資金額ときよ出をされた金額とがある
場合には、そのいずれについてもその全額が地方公共団体によって出資又はき
よ出をされていなければならないことに留意する。

(公募要件に該当する事実を明らかにする書類の書式)

68 の 69(5) - 14

付 表

課税除外とされる土地等の譲渡が公募要件に
該当する事実を証する明細書の記載の仕方

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

改 正 後	改 正 前
<p>13</p> <p>14</p> <p>15 「措置法令第 39 条の 98 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が措置法令第 39 条の 98 第 23 項（公募要件に該当する土地の譲渡等）に該当する場合は、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載してください。</p>	<p>13</p> <p>14</p> <p>15 「措置法令第 39 条の 98 第 23 項に該当する土地の譲渡等の場合 15」には、その土地の譲渡等が措置法令第 39 条の 98 第 23 項（公募要件に該当する土地の譲渡等）又は平成 19 年改正前の措置法令第 39 条の 98 第 23 項（<u>公募要件に該当する土地の譲渡等</u>）各号（同項第 2 号の規定に基づく平成 19 年改正前の措置法規則（以下「平成 19 年旧措置法規則」といいます。）第 22 条の 63 第 2 項に係る同規則第 22 条第 3 項各号の規定を含みます。）のいずれかに該当する場合は、その該当する条項を、例えば「措置法令第 39 条の 98 第 23 項該当」、「平成 19 年改正前の措置法令第 39 条の 98 第 23 項第 1 号該当」のように記載します。この場合、「備考」欄には、その土地等の譲渡対象者を決定した方法を例えば「全組合員のうちから募集して抽選により決定」のように記載し、<u>その土地の譲渡等が平成 19 年旧措置法規則第 22 条の 63 第 3 項に係る平成 19 年旧措置法規則第 22 条第 3 項第 3 号に該当するときは、その土地の譲渡等が同項第 1 号又は第 2 号に類する理由を記載</u>してください。</p>

十八 第 68 条の 70～第 68 条の 73 ((収用等の場合の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7</p> <p>.....措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項、<u>第 46 条の 3</u>、第 68 条の 30、<u>第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(代替資産の先行取得期間)</p> <p>68 の 70(3) - 7</p> <p>.....措置法第 46 条、第 46 条の 2 第 1 項、第 68 条の 30 <u>及び</u>第 68 条の 31 第 1 項.....</p> <p>(注)</p>

<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3) - 17</p> <p>.....措置法第 68 条の 30_第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32.....</p> <p>.....</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 70(3) - 17</p> <p>.....措置法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項.....</p>
--	---

十九 第 68 条の 78 ~ 第 68 条の 80((特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 11</p> <p>.....措置法第 68 条の 30_第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32.....</p> <p>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3) - 12</p> <p>.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27 及び第 68 条の 29 から第 68 条の 36 まで (措置法第 68 条の 30、第 68 条の 31 第 1 項及び第 68 条の 32</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 29 第 2 項及び第 68 条の 33.....</p> <p>(注) 1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p>	<p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却等の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 11</p> <p>.....措置法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却等)</p> <p>68 の 78(3) - 12</p> <p>.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29 から第 68 条の 32 まで (同法第 68 条の 30 及び第 68 条の 31 第 1 項</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第 68 条の 29 第 2 項及び第 68 条の 32.....</p> <p>(注) 1</p> <p>.....</p> <p>2</p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 13</p> <p>.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29 <u>及び第 68 条の 33</u>.....</p>	<p>(特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>68 の 78(3) - 13</p> <p>.....措置法第 68 条の 10 から第 68 条の 15 まで、第 68 条の 16 から第 68 条の 21 まで、第 68 条の 23、第 68 条の 24、第 68 条の 26、第 68 条の 27、第 68 条の 29、<u>第 68 条の 32 及び第 68 条の 34</u>.....</p>

二十 第 68 条の 90～第 68 条の 93((連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>金融商品取引業</u>を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68 の 90 - 18 <u>金融商品取引業</u>.....<u>金融商品取引業</u>.....</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>68 の 90 - 19</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 76 第 2 項第 2 号から第 6 号</u>.....</p> <p>...</p>	<p>(<u>証券業</u>を営む特定外国子会社等が受けるいわゆる分与口銭)</p> <p>68 の 90 - 18 <u>証券業</u>.....<u>証券業</u>.....</p> <p>(適用除外の特定外国子会社等であることの証明)</p> <p>68 の 90 - 19</p> <p>.....<u>措置法規則第 22 条の 76 第 2 項第 2 号から第 7 号</u>.....</p> <p>...</p>

二十一 第 68 条の 94((鉱工業技術研究組合の所得計算の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 68 条の 94 ((<u>鉱工業技術研究組合</u>の所得計算の特例)) 関係</p>	<p>第 68 条の 94 ((<u>鉱工業技術研究組合等</u>の所得計算の特例)) 関係</p>
<p>(賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理)</p> <p>68 の 94 - 1<u>措置法第 66 条の 10 第 1 項</u>.....</p>	<p>(賦課金により目的とする固定資産を取得できなかった場合の仮受経理)</p> <p>68 の 94 - 1<u>措置法第 66 条の 10 第 1 項各号</u>.....</p>

<p>(圧縮記帳をすることができる試験研究用固定資産の範囲)</p> <p>68 の 94 - 2措置法第 66 条の 10 第 1 項.....</p>	<p>(圧縮記帳をすることができる試験研究用固定資産の範囲)</p> <p>68 の 94 - 2措置法第 66 条の 10 第 1 項各号.....</p>
---	---

二十二 第 68 条の 99((社会保険診療報酬の所得計算の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>68 の 99 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>.....措置法第 26 条第 2 項第 4 号.....</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>	<p>(社会保険診療報酬の範囲)</p> <p>68 の 99 - 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>.....措置法第 26 条第 2 項第 5 号.....</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

二十三 第 68 条の 101((農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 101((農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例)) 関係</u></p> <p><u>(免税対象飼育牛の売却利益の額の計算)</u></p> <p><u>68 の 101 - 1 措置法第 68 条の 101 第 1 項に規定する免税対象飼育牛に該当する</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>肉用牛の頭数の合計が年 2,000 頭を超える場合において、同項の規定により損金の額に算入される年 2,000 頭までの売却による利益の額がいずれの肉用牛の売却による利益の額の合計額であるかは、連結法人の計算による。</u></p>	

二十四 旧第 68 条の 109((経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>第 68 条の 109((経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)) 関係</u></p>
(廃止)	<p><u>(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</u></p> <p><u>68 の 109 - 1 連結親法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当する連結親法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(事業の判定等)</u></p> <p><u>68 の 109 - 2 連結親法人が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 連結親法人の営むその主たる事業が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</u></p> <p><u>(2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第</u></p>

(廃 止)

5号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、連結親法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)

68の109-3 措置法規則第22条の80に規定する書類は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)により代えることができるものとする。

この場合において、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類
- (2) 同号に規定する承認経営革新計画の計画書の写し

改 正 後

改 正 前

経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（措法68の109）		連 結 事 業 年 度	連 結 親 法 人 名
連結親法人の経営革新計画の承認年月日	1	平_____.	
連結親法人の経営革新のための事業の内容	2		
当期末における連結親法人の事業の状況	3		
添付書類	<input type="checkbox"/> 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認（同法第10条第1項の承認を含む。）をした旨を証する書類 <input type="checkbox"/> 該当する承認経営革新計画の計画書の写し		

記 載 の 仕 方

- 1 この明細書は、措置法第68条の109第1項（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の80に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

2 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日 1」には、連結親法人が中小企業
の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」と
いいます。）第 9 条第 1 項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受
けた年月日を記載します。

3 「連結親法人の経営革新のための事業の内容 2」には、中小企業新事業活動
促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項
の経営革新のための事業の内容を簡記します。

4 「当期末における連結親法人の事業の状況 3」には、当期末における連結親
法人の 3 の事業の実施状況を記載します。